

医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループ運営要綱

令和4年3月2日

ワーキンググループ長決定

(趣旨)

第一条 この要綱は、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会運営要綱第十二条の規定に基づき、医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループの運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第二条 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会に、医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を置く。

(職務)

第三条 ワーキングは、医療的ケア児支援センター設置に向けた検討等に関する事務を担当する。
2 ワーキングは、前項に掲げる事務について調査審議し、意見を述べるとともに、その施策を実施するために必要な関係機関等の相互の連絡調整を行うものとする。

(組織)

第四条 ワーキングを組織する委員等（以下「ワーキング委員」という。）は15人以内とする。
2 ワーキング委員の任期は、原則2年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ長)

第五条 ワーキンググループ長（以下「グループ長」という。）は、会務を掌理する。
2 グループ長に事故があるときは、グループ長があらかじめ指名するワーキング委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 ワーキングの会議は、グループ長が招集し、グループ長がその議長となる。
2 ワーキングは、ワーキング委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 ワーキングの議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第七条 ワーキング委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第八条 グループ長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席ワーキング委員等の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第九条 ワーキングは、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があるとグループ長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第十条 ワーキングは、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十一条 ワーキングの庶務は、福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。

(委任)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、グループ長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 日から施行する。